

富山県信用組合と富山労働局との 「働き方改革にかかる包括連携」に関する協定書

富山県信用組合（以下「甲」という。）と富山労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携を図ることで富山県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、富山県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）職場環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他働き方改革に関すること。
- （2）労働生産性の向上に関すること。
- （3）雇用の促進及び安定に関すること。
- （4）人材育成に関すること。
- （5）非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関すること。
- （6）乙の施策のPRに関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかから、この協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月3日

甲：富山県富山市大手町3番5号

富山県信用組合

理事長 (自署) 印

乙：富山県富山市神通本町1丁目5番5号

富山労働局

局長 (自署) 印